2023.4.1

小平市水泳協会理事会等運営規程

第 1 条　この規程は、小平市水泳協会規約に基づき、円滑な会務を運営するため、理事会の運営について必要な事項を定めたものである。

第 2 条　理事会は次の者をもって構成する。

①　会長、副会長

②　規約第 13 条 2 よって選出された理事

③　理事会が臨時に選任した者

第 3 条　理事会は、次の事項に付いて審議及び会務を処理する。

①　予算、決算に関する事項

②　規約、規則の制定、改廃に関する事項

③　役員の任免に関する事項

第 4 条　理事会の開催は、原則として毎月とする。

第 5 条　理事会は、本会の会務の運営を分担するため、下記の委員会を設置する。

事務分掌は次のとおりとする。

①会計委員会　予算・決算・経理、出納、所得税に関する事、備品の管理。

②総務委員会　総会、理事会の開催・議事録の作成保管、正会員情報の管理、ＨＰの管理、市民まつり参加に関する事、写真等の記録収集、その他、他の委員会に属さない事項。

③教室委員会　長期・短期・上級教室の事務、教室会員の把握、指導法の研究、指導員の把握、指導員養成教室運営事務、外部研修会の開催

④競技委員会　記録会・市民大会の開催、競技役員(協力員)の養成・把握、その他水泳競技に関すること

④ 都育成事業特別委員会　都ジュニア育成事業、都シニアスポーツ推進事業の開催

⑤ 市町村総体特別委員会　市町村総合体育大会選手派遣

⑥ マスターズ特別委員会　マスターズ登録、マスターズ大会参加に関すること

2 理事会はその他の特別委員会を置くことができる。

附則 この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。